

令和 2 年度

岡山県国民健康保険運営協議会  
(第 1 回)

説明資料  
【国保制度全般】

令和 2 年 8 月 2 7 日

岡山県保健福祉部

1	岡山県国民健康保険運営方針の改定素案-----	2
2	令和元年度岡山県国民健康保険特別会計の決算見込---	10
3	令和2年度国民健康保険料(税)率-----	18
4	国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法-----	26
5	岡山県国保ヘルスアップ支援事業-----	37
6	令和2年度国保制度運営スケジュール-----	51

# 1 岡山県国民健康保険運営方針の改定素案

# 岡山県国民健康保険運営方針の改定素案について

国保法に基づき平成29年11月に策定した本運営方針について、対象期間が令和2年度までであることから、次期期間に向けて改定を行う。

## 1 次期運営方針の期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

## 2 主な改定内容

改定作業に当たっては、市町村と協議を行い、現況データや取組内容の時点修正のほか、次の内容について改定し、素案として取りまとめた。

### ○保険料（税）水準の統一

- ・国の運営方針策定要領の改定による方向性を踏まえ、将来的な統一を目指して課題の整理や解決策の検討を行うこととし、併せて、県内市町村における医療費水準の平準化を図るため、引き続き医療費の適正化の取組を促進する。

### ○激変緩和措置

- ・制度改革による納付金制度への移行に伴い、納付金ベースの1人当たり保険料が一定水準を超えて上昇する市町村を対象に行う、県繰入金等を活用した激変緩和措置について、将来的な終了に向けて措置対象額の段階的な縮小を図る。

### ○医療費適正化の取組

- ・人生100年時代を見据えた健康長寿社会の実現に向けて、保険者努力支援制度の強化等により予防・健康づくりへの保険者機能強化が求められる背景を踏まえ、医療費適正化を積極的に推進する。

その他、保健医療サービス、福祉サービス等との連携（第8章）において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る対応の反映 等

## 3 今後の予定

令和2年	8月27日	県国保運営協議会（審議・諮問）
	9月～10月	国保法に基づく市町村からの意見聴取
	11月	県国保運営協議会（審議・答申）
	12月	改定運営方針の決定・公表

## 岡山県国民健康保険運営方針改定のポイントについて

### 1 保険料（税）水準の統一

- ・ 国の方針及び他県の動向を踏まえながら、将来的な統一に対応できるように、引き続き医療費の適正化等の取組を進めるとともに、課題の共有や解決策の検討を行う。

### 2 激変緩和措置

- ・ 制度改革による財政運営の仕組みの変更に伴い、保険料が急激に上昇する可能性のある市町村を対象に行う、県繰入金等を活用した激変緩和措置（経過措置）について、前期高齢者交付金の市町村単位精算が平成31年度算定で終了し、令和2年度算定において制度改革後の国保納付金のベースが明らかとなったことに鑑み、今後、同措置の終了に向けて計画的・段階的な対応を検討する。

### 3 医療費適正化の取組

- ・ 保険者努力支援制度の拡充を通じて、保険者の予防・健康づくりの推進が求められている状況を踏まえ、同制度における評価指標に合った現状分析（重症化予防、がん検診、歯科検診の追加記載）や医療費適正化に向けた取組の更なる強化を図る。

なお、改定作業に当たっては、国が令和元年度内に改定予定とする「国保運営方針策定要領」及び「納付金算定ガイドライン」の反映についても検討を行う。

## 都道府県国民健康保険運営方針策定要領（抜粋）：令和2年5月改定

（保険料水準の統一に向けた検討）

- 保険料率については、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、また、地域の实情に応じて、二次医療圏ごとに保険料水準を統一することも可能している。

## 岡山県国民健康保険運営方針 新旧対照表（改定のポイント箇所）

新	旧
<p>第3章 納付金及び標準保険料（税）の算定方法</p> <p>第2節 保険料（税）水準の統一</p> <p>本県の現状として、市町村間の医療費水準に差異があるほか、一部の市町村では決算補填等を目的とする一般会計法定外繰入等を行っており、加えて、保険料（税）の算定方式も異なっていることなどから、直ちに保険料（税）水準を統一していくことは困難な状況と考えますが、将来的には統一を目指していくこととし、今後、統一に係る課題等の整理やその解決に向けた検討を行っていくこととします。</p> <p>また、保険料（税）水準の統一に当たっては、県内における医療費水準の平準化を図ることが必要なことから、医療費の適正化の取組を促進することとします。</p>	<p>第3章 納付金及び標準保険料（税）の算定方法</p> <p>第2節 保険料（税）水準の統一</p> <p>本県の現状は、市町村間の医療費水準や保険料（税）水準に差異があり、また、一部の市町村では決算補填等を目的とする一般会計法定外繰入等を行っており、各市町村の保険料（税）水準は、必ずしも現状の医療費水準に見合ったものとなっていないため、保険料（税）水準に差異が生じています。加えて、保険料（税）の算定方式も異なっており、医療費適正化への取組状況等国保運営状況に差異が見られます。</p> <p>こうしたことから、平成30年度から直ちに保険料（税）水準を統一していく状況ではないと考えます。将来的な保険料（税）の在り方については、保険料（税）水準の統一を目指していけるよう、市町村において、本運営方針に従って医療費の適正化等の各種の取組を進めることとし、平成30年度以降の状況を踏まえ、中長期的な統一に向けた検討を行います。</p>

## 岡山県国民健康保険運営方針 新旧対照表（改定のポイント箇所）

新	旧
<p>第3章 納付金及び標準保険料（税）の算定方法</p> <p>第4節 激変緩和措置</p> <p>2 県繰入金の活用</p> <p>各市町村の「被保険者1人当たりの納付金額ベースの保険料額」が予め定めた一定割合以上増加すると見込まれる場合には、県繰入金を活用して、個別に当該市町村の納付金額の調整を行います。</p> <p>この激変緩和措置は、「被保険者1人当たりの納付金額ベースの保険料額」について、平成27年度と平成28年度の平均と納付金算定対象年度を比較して行います。</p> <p>なお、<u>一定割合の設定については、同措置が納付金制度移行による激変を補正するための経過的な対応であることを踏まえ、段階的な縮小による将来的な終了に向けて、毎年度、県と市町村が協議して定めます。</u></p>	<p>第3章 納付金及び標準保険料（税）の算定方法</p> <p>第4節 激変緩和措置</p> <p>2 県繰入金の活用</p> <p>各市町村の「被保険者1人当たりの納付金額ベースの保険料額」が予め定めた一定割合以上増加すると見込まれる場合には、県繰入金を活用して、個別に当該市町村の納付金額の調整を行います。</p> <p>この激変緩和措置は、「被保険者1人当たりの納付金額ベースの保険料額」について、平成27年度と平成28年度の平均と納付金算定対象年度を比較して行います。</p> <p>なお、<del>次に運営方針を見直す際に、その効果や影響等の検証を行い、在り方を検討することとします。</del></p>

# 岡山県国民健康保険運営方針 新旧対照表（改定のポイント箇所）

新	旧
<p>第6章 医療費適正化の取組</p> <p><u>人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸による健康長寿社会の実現は、社会の活力維持向上だけでなく、持続可能な国民健康保険制度の運営においても、医療費の適正化、被保険者が負担する保険料（税）の抑制にもつながります。また、保険者努力支援制度においても、令和2年度に抜本的な強化が図られるなど、保険者による予防・健康づくりへの取組が今後ますます必要となっていることを踏まえ、県と市町村が一体となって、医療費適正化を積極的に推進していくこととします。</u></p> <p>第1節 現状</p> <p><u>3 重症化予防（二次予防）の実施状況</u></p> <p><u>本県の糖尿病性腎症重症化予防に取り組んでいる市町村の割合は、平成30年度では63.0%となっており、全国平均の68.8%をやや下回っていますが、毎年度上昇傾向にあります。</u></p> <p><u>4 がん検診の受診状況</u></p> <p><u>平成30年度の本県の国保加入者のがん検診受診率は、肺がん、子宮頸がんは全国平均よりやや高いものの、大腸がんはほぼ同率、胃がん、乳がんはやや低い状況となっています。</u></p> <p><u>各検診の受診率と全国順位は、胃がん14.0%（第27位）、肺がん18.4%（第27位）、大腸がん17.1%（第24位）、子宮頸がん17.0%（第24位）、乳がん19.2%（第27位）となっています。</u></p> <p><u>5 歯科検診の受診状況</u></p> <p><u>本県における成人歯周疾患検診を実施する市町村は毎年増加しており、平成30年度においては19市町村が実施し、その受診率は1.25%となっています。</u></p>	<p>第6章 医療費適正化の取組</p> <p>第1節 現状</p>



# 岡山県国民健康保険運営方針 新旧対照表（改定のポイント箇所）

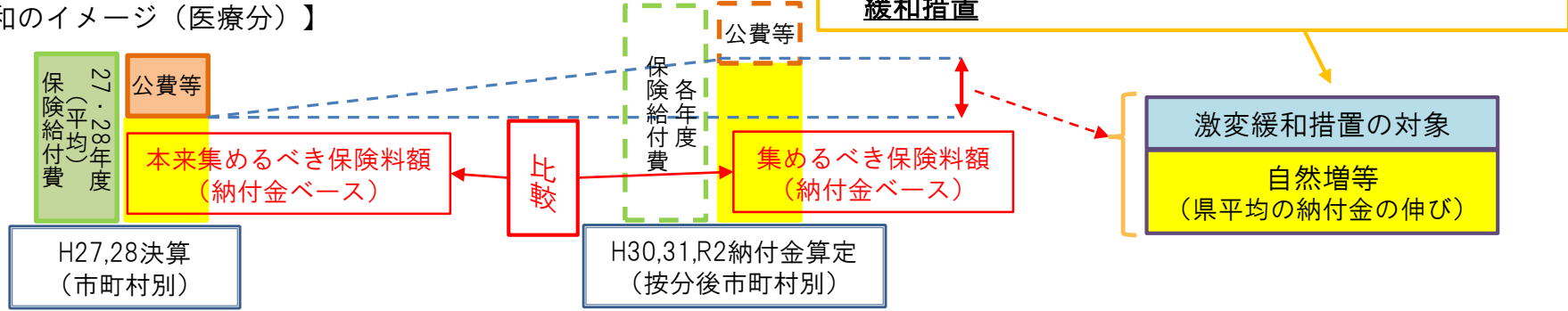
新	旧
<p>第2節 医療費適正化に向けた取組</p> <p>1 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組</p> <p>(2) 市町村への助言            県では、市町村の特定健診及び特定保健指導の実施率の向上に向けた取組を支援するため、国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じて情報提供を行うとともに、研修を実施します。<u>特に、特定健診受診率の低い市町村と連携し、ナッジ理論を活用した受診勧奨の実施による支援等を通じた受診率の向上を図るとともに、実施内容について研修会を行い、好事例の横展開を図ります。</u></p> <p>2 生活習慣病対策に向けた取組</p> <p>(2) 重症化予防（二次予防）の推進            ～中略～            県では、市町村で糖尿病性腎症等に対する重症化予防事業が推進されるように糖尿病医療連携体制検討会議等を通じ、医師会等の関係団体と連携を図りながら、実施に向けた環境を整えるとともに、平成<u>30</u>年<u>3</u>月に岡山県版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、<u>市町村職員や保健指導実施者などに対する人材育成のための研修会の開催、糖尿病性腎症重症化予防を各市町村で効果的に行うための資材作成や助言・支援を行います。</u>また、国保連と連携し、市町村の良い取組が横展開されるように情報提供を行います。</p>	<p>第2節 医療費適正化に向けた取組</p> <p>1 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組</p> <p>(2) 市町村への助言            県では、市町村の特定健診及び特定保健指導の実施率の向上に向けた取組を支援するため、国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じて情報提供を行うとともに、研修を実施します。</p> <p>2 生活習慣病対策に向けた取組</p> <p>(2) 重症化予防（二次予防）の推進            ～中略～            県では、市町村で糖尿病性腎症等に対する重症化予防事業が推進されるように糖尿病医療連携体制検討会議等を通じ、医師会等の関係団体と連携を図りながら、実施に向けた環境を整えるとともに、平成<u>29</u>年<u>度中</u>に岡山県版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定します。また、国保連と連携し、市町村の良い取組が横展開されるように情報提供を行うとともに、<u>研修を実施</u>します。</p>

# 激変緩和措置縮小のイメージ

激変緩和 … 納付金制度への移行により、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、一人当たり保険料額（納付金ベース）が一定割合（自然増等+ $\delta$ ）以上増加すると見込まれる場合に措置する。

## 令和2年度まで

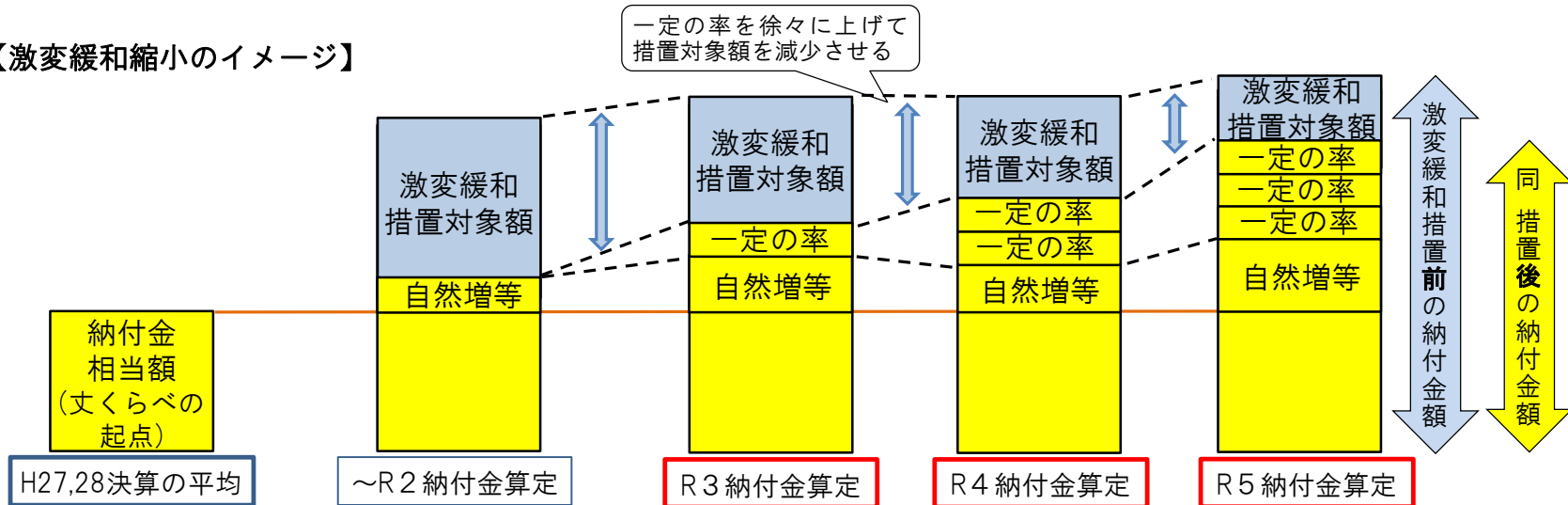
【激変緩和のイメージ（医療分）】



## 令和3年度以降

- ・ 一定割合=自然増等+ $\delta$ の $\delta$ に一定の率を設定することで、激変緩和の措置対象額を減少させる。
- ・ 一定の率は低い率(例1%)でスタートし、毎年県と市町村で協議・決定する。

【激変緩和縮小のイメージ】



## 2 令和元年度岡山県国保特別会計の決算見込

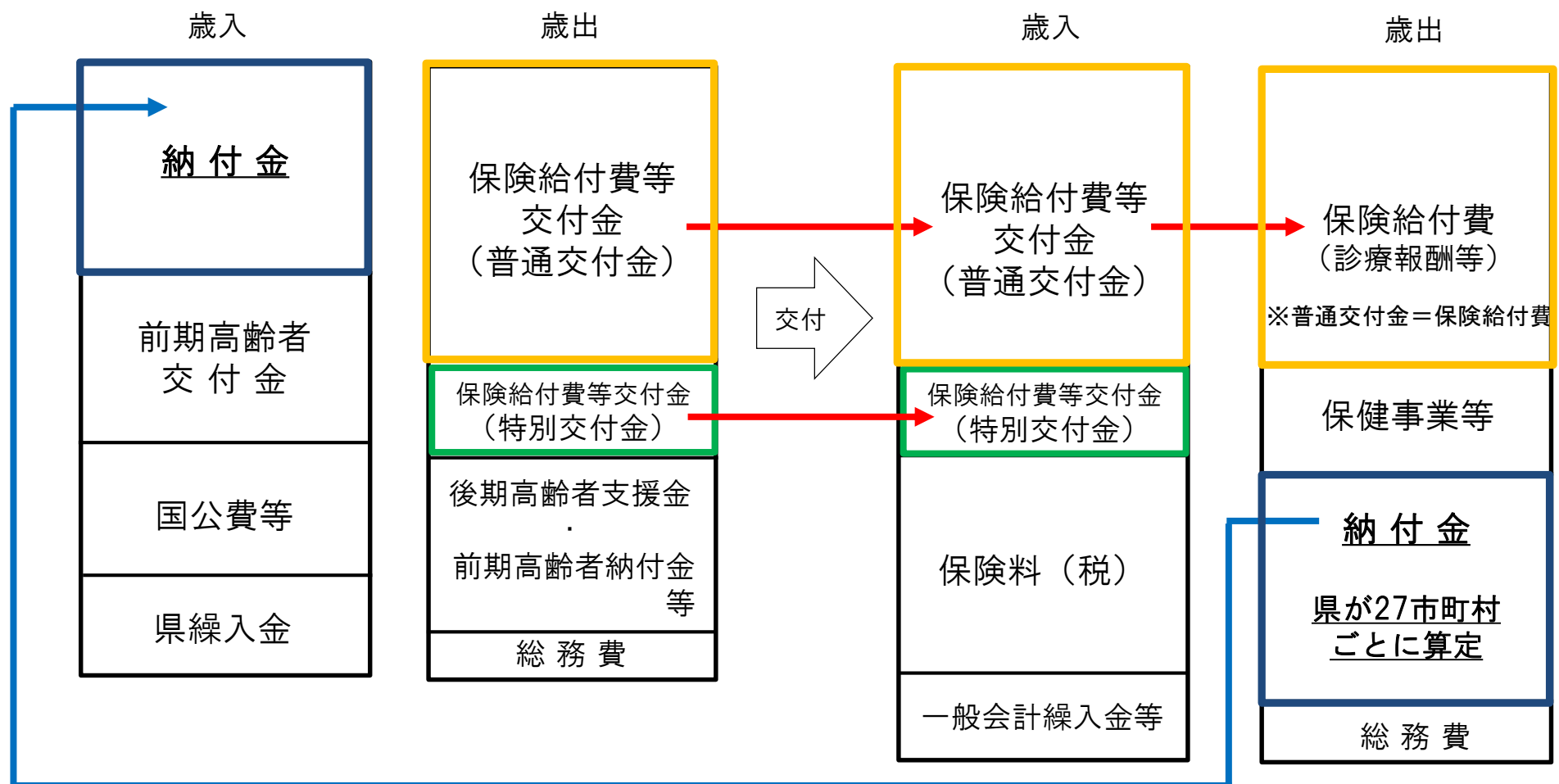
# 岡山県国民健康保険特別会計について

県国保特別会計において、国保事業費納付金の収納、保険給付費等交付金の交付、県繰入金による財政調整等を行う。

## 【県国保特別会計と市町村国保特別会計の設置、運営のイメージ】

### 県国保特別会計

### 市町村国保特別会計



# 令和元年度県国保特別会計決算見込(1)

## 1 概要

・収支見込	歳入総額	1,850億73百万円	(対前年度45億96百万円増)
	歳出総額	1,772億58百万円	(対前年度24億18百万円増)
	歳入歳出差引額	78億15百万円	(対前年度21億78百万円増)
	単年度収支	20億86百万円	(対前年度37億36百万円減)
	基金保有額	37億48百万円	(対前年度92百万円減)
	※精算後単年度収支	29億57百万円	(対前年度3億52百万円減)
	・被保険者数	383,081人	(対前年度15,210人減)
・収納率	93.49%	(対前年度 0.24ポイント上昇)	

## 2 歳入の内訳

(単位:百万円)

歳 入				
	科目	決算見込額	構成比	前年度比
単年度収入	分担金及び負担金	53,209	28.8%	105.8%
	国庫支出金	51,505	27.8%	102.4%
	療養給付費等交付金	62	0.0%	7.4%
	前期高齢者交付金	63,382	34.3%	92.8%
	共同事業交付金	182	0.1%	109.0%
	財産収入	3	0.0%	100.0%
	一般会計繰入金	10,411	5.6%	101.2%
	諸収入	587	0.3%	-
	小計①	179,341	96.9%	99.5%
	基金繰入金	95	0.1%	38.0%
	繰越金	5,637	3.0%	-
	歳入合計A	185,073	100.0%	102.5%

## 令和元年度県国保特別会計決算見込(2)

### 3 歳出の内訳

(単位:百万円)

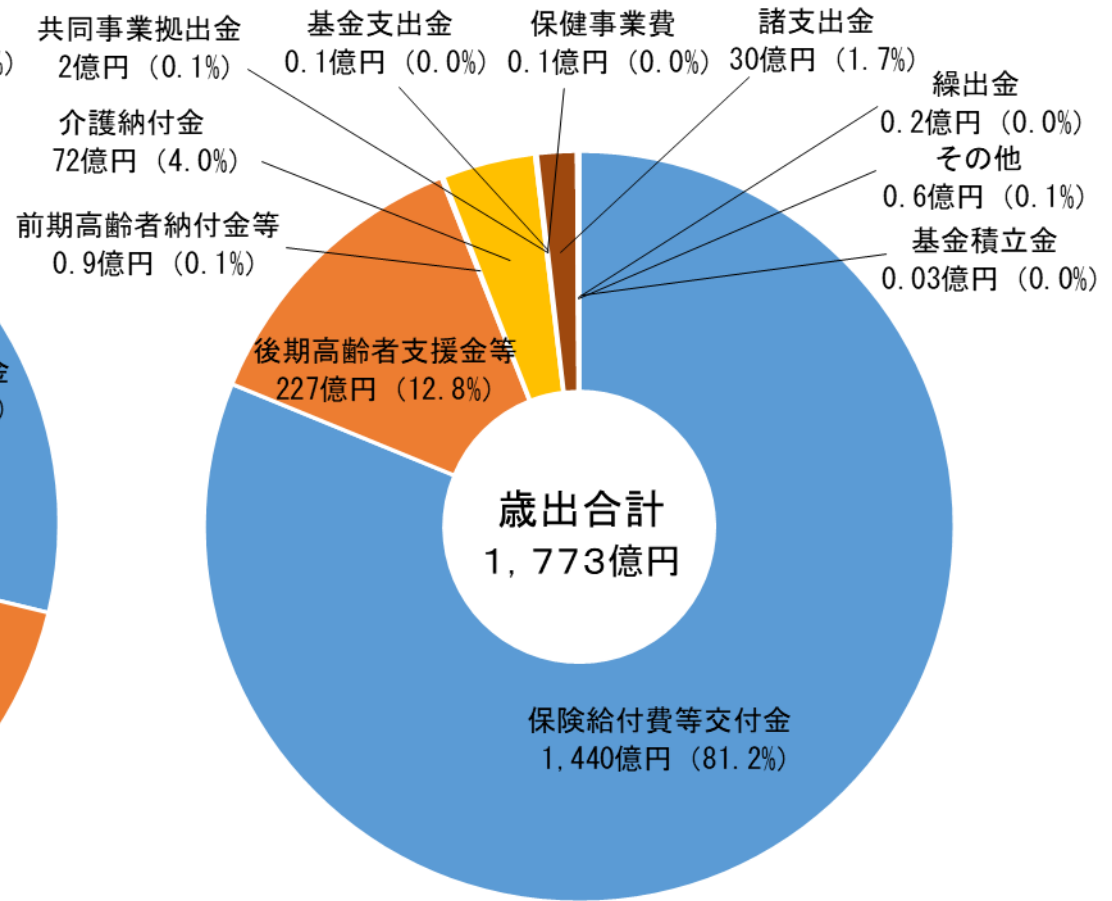
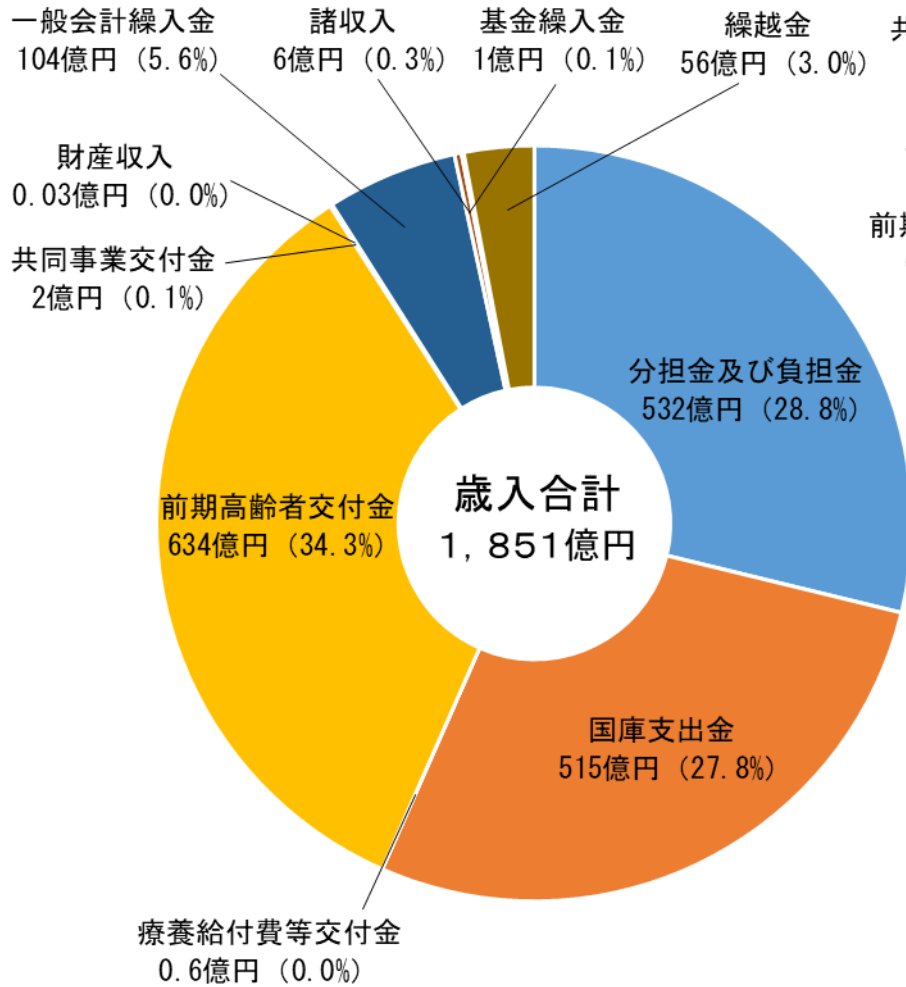
		歳 出		
	科目	決算見込額	構成比	前年度比
単年度支出	保険給付費等交付金	143,993	81.2%	99.9%
	後期高齢者支援金等	22,696	12.8%	100.6%
	前期高齢者納付金等	91	0.1%	95.8%
	介護納付金	7,148	4.0%	97.4%
	共同事業拠出金	192	0.1%	94.1%
	基金支出金	12	0.0%	100.0%
	保健事業費	12	0.0%	240.0%
	諸支出金	3,024	1.7%	—
	繰出金	24	0.0%	—
	その他	63	0.1%	92.6%
	小計②	177,255	100.0%	101.6%
基金積立金	3	0.0%	0.7%	
歳出合計B		177,258	100.0%	101.4%

### 4 収支の見込

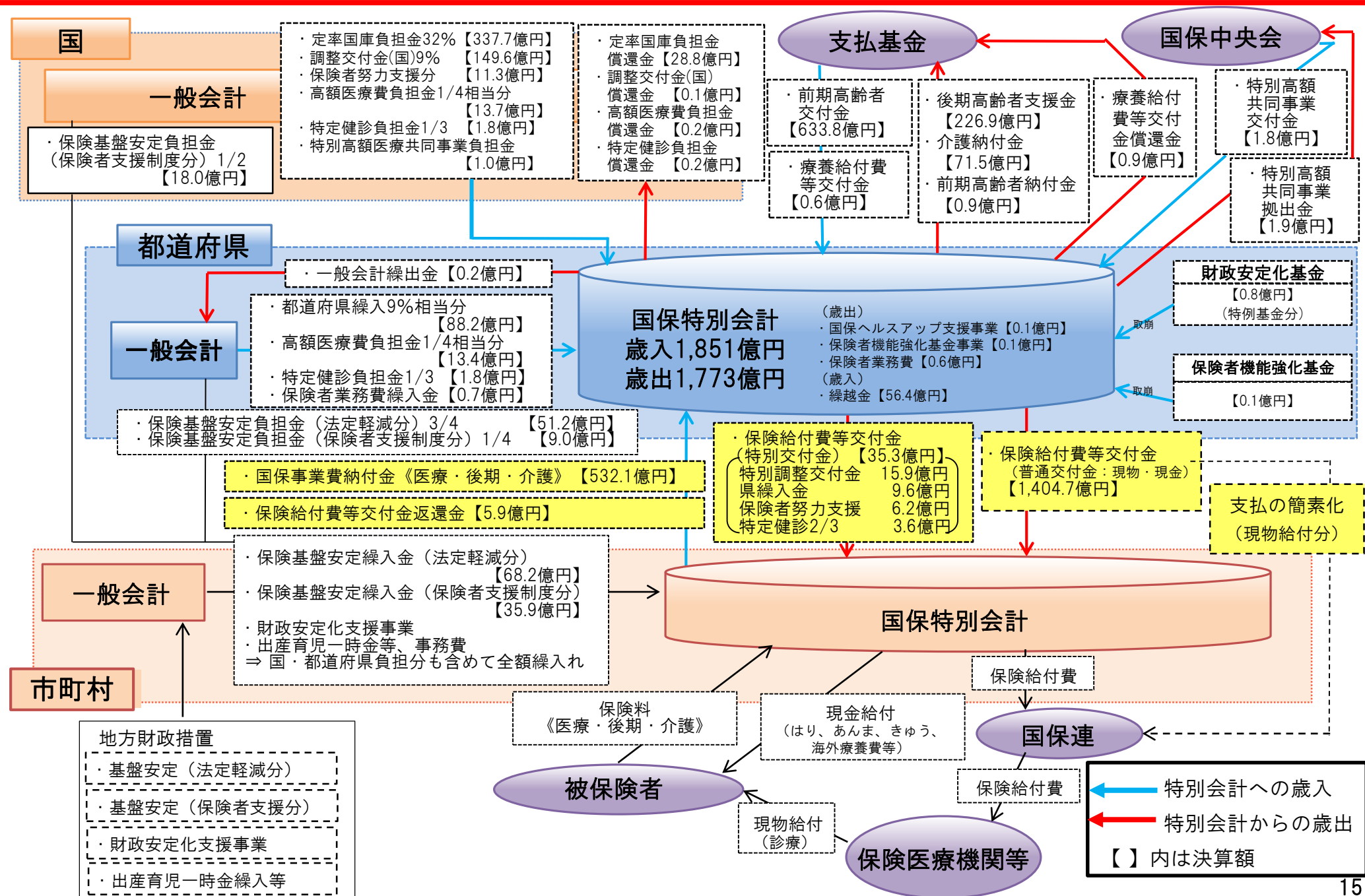
(単位:百万円)

区分		令和元年度	平成30年度
歳入歳出差引額	$C=A-B$	7,815	5,637
控除額(基金繰入金、繰越金、基金積立金)	D	5,729	△185
単年度収支①-②	$E=C-D$	2,086	5,822
国庫支出金精算(予定)額等	F	871	△2,513
精算後単年度収支	$G=E+F$	2,957	3,309

# 令和元年度決算の歳入歳出の構成



# 令和元年度国保決算のイメージ図





## 【参考】国民健康保険事業の状況(1)

### ○被保険者数等の状況

区分 年度	世帯数	被保険者数		国保 加入率
		総数	介護2号(再掲)	
平成29年度	261,613世帯	414,393人	122,404人 29.5%	21.6%
平成30年度	255,015世帯	398,291人	116,212人 29.2%	20.8%
令和元年度	248,738世帯	383,081人	111,150人 29.0%	20.1%

### ○保険料(税)収納率(現年分)

令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	前年度比		前年度比		前年度比
93.49%	0.24%上昇	93.25%	0.49%上昇	92.76%	0.70%上昇

### ○1人当たり保険料(税)調定額(現年分)【医療分+後期高齢者支援金分】

令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	前年度比		前年度比		前年度比
84,848円	101.7%	83,452円	100.6%	82,927円	100.8%

## 【参考】国民健康保険事業の状況(2)

### ○総医療費

令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	前年度比		前年度比		前年度比
165,197百万円	99.3%	166,300百万円	97.0%	171,441百万円	97.2%

### ○1人当たり医療費

令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	前年度比		前年度比		前年度比
431,233円	103.3%	417,533円	100.9%	413,715円	101.8%

### ○基金保有額の状況

(単位:千円)

区分 基金名	平成30年度末 基金保有額	令和元年度		令和元年度末 基金保有額
		基金積立金	基金取崩額	
岡山県国民健康保険 財政安定化基金	3,689,461	2,896	83,778	3,608,579
岡山県国民健康保険 保険者機能強化基金	151,203	119	11,662	139,660
合計	3,840,664	3,015	95,440	3,748,239

### 3 令和2年度国民健康保険料(税)率

## 令和2年度の国民健康保険料(税)率について

県は、財政運営の責任主体として、国民健康保険法等に基づき、市町村が納付する令和2年度の国民健康保険事業費納付金の決定や、市町村が保険料(税)率を設定する際の参考となる標準保険料率の算定等を行い、各市町村に提示



各市町村では、市町村の国保運営協議会の意見等を踏まえながら、令和2年度の保険料(税)率の設定に向けた作業を進め、保険料(税)率を決定

令和2年度保険料(税)率の改定状況

- ・引き上げ 2市村 (新見市、西粟倉村)
- ・引き下げ 2市町 (高梁市、久米南町)
- ・据え置き 23市町村 (岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、備前市、総社市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、勝央町、奈義町、美作市、吉備中央町、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、鏡野町、美咲町、浅口市)

※保険料(税)率の設定にあたっては、医療費水準や所得水準のほか、収納率の差や保健事業に要する経費を賄う財源の相違など、市町村ごとに異なる事情がある。

## 令和2年度の国民健康保険料(税)率(その1)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
岡山市	7.85%	-	27,600円	20,880円	2.60%	-	8,880円	6,960円	2.20%	-	9,360円	5,280円
倉敷市	7.20%	-	26,040円	21,240円	2.60%	-	9,240円	6,720円	2.20%	-	9,240円	5,280円
津山市	8.70%	-	27,460円	21,160円	2.80%	-	8,240円	6,020円	2.40%	-	7,880円	4,190円
玉野市	7.20%	-	20,300円	24,000円	2.40%	-	6,800円	8,100円	2.00%	-	7,000円	5,600円
笠岡市	8.80%	-	22,800円	16,700円	2.60%	-	7,700円	5,800円	2.10%	-	8,500円	4,300円
井原市	7.60%	-	30,300円	21,300円	2.30%	-	9,200円	6,500円	2.00%	-	10,200円	4,800円
備前市	8.40%	-	28,000円	19,900円	2.50%	-	8,500円	6,100円	1.90%	-	8,400円	4,200円
総社市	8.30%	-	23,600円	19,100円	2.90%	-	8,300円	6,500円	2.20%	-	13,700円	-
高梁市	8.50%	-	25,100円	19,900円	3.10%	-	9,400円	7,500円	2.20%	-	10,500円	5,300円
新見市	7.80%	-	27,000円	16,000円	2.60%	-	7,000円	5,000円	2.20%	-	9,100円	4,600円
和気町	8.80%	-	27,200円	20,800円	1.20%	-	3,900円	2,900円	2.00%	-	8,200円	4,600円
早島町	9.30%	-	29,000円	29,000円	2.80%	-	9,000円	8,000円	2.40%	-	8,000円	7,000円
里庄町	7.40%	-	23,000円	19,000円	2.20%	-	9,500円	6,500円	2.10%	-	9,500円	6,000円

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

## 令和2年度の国民健康保険料(税)率(その2)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
矢掛町	6.60%	-	20,600円	16,000円	2.70%	-	7,500円	6,200円	1.90%	-	7,500円	4,500円
新庄村	7.50%	36.00%	20,000円	18,000円	2.00%	10.00%	6,000円	4,000円	0.80%	5.00%	6,000円	3,500円
勝央町	8.02%	-	21,800円	17,800円	2.91%	-	6,800円	5,600円	2.45%	-	6,700円	3,500円
奈義町	8.00%	-	28,000円	21,000円	2.40%	-	7,000円	5,500円	1.60%	-	6,500円	4,000円
美作市	7.40%	21.70%	20,400円	17,000円	2.90%	8.60%	7,800円	6,000円	2.10%	7.70%	7,600円	4,000円
西粟倉村	6.20%	-	18,000円	15,000円	3.10%	-	9,000円	7,000円	2.00%	-	9,000円	5,000円
久米南町	5.80%	-	19,000円	13,000円	2.50%	-	9,000円	6,000円	1.90%	-	7,700円	3,800円
吉備中央町	5.50%	29.60%	19,600円	13,300円	2.30%	12.30%	8,200円	5,600円	1.70%	13.20%	8,300円	4,200円
瀬戸内市	7.60%	-	23,500円	20,500円	2.50%	-	8,400円	6,600円	2.00%	-	9,000円	6,000円
赤磐市	8.10%	-	23,000円	21,000円	2.60%	-	7,900円	6,000円	1.70%	-	7,800円	5,500円
真庭市	7.10%	16.60%	27,000円	20,400円	2.00%	4.30%	7,800円	6,000円	1.80%	4.50%	9,400円	5,200円
鏡野町	7.70%	-	20,400円	15,500円	2.90%	-	7,700円	5,500円	1.90%	-	7,400円	3,800円
美咲町	8.60%	-	28,000円	21,000円	2.60%	-	7,900円	5,500円	2.40%	-	8,000円	3,900円
浅口市	7.10%	-	25,600円	19,800円	2.60%	-	9,000円	6,800円	2.20%	-	8,400円	5,200円

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

## ＜参考＞ 令和2年度と令和元年度の保険料(税)率の比較(その1)

保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
		保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
岡山市	R2	7.85%	-	27,600円	20,880円	2.60%	-	8,880円	6,960円	2.20%	-	9,360円	5,280円
	R1	7.85%	-	27,600円	20,880円	2.60%	-	8,880円	6,960円	2.20%	-	9,360円	5,280円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
倉敷市	R2	7.20%	-	26,040円	21,240円	2.60%	-	9,240円	6,720円	2.20%	-	9,240円	5,280円
	R1	7.20%	-	26,040円	21,240円	2.60%	-	9,240円	6,720円	2.20%	-	9,240円	5,280円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
津山市	R2	8.70%	-	27,460円	21,160円	2.80%	-	8,240円	6,020円	2.40%	-	7,880円	4,190円
	R1	8.70%	-	27,460円	21,160円	2.80%	-	8,240円	6,020円	2.40%	-	7,880円	4,190円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
玉野市	R2	7.20%	-	20,300円	24,000円	2.40%	-	6,800円	8,100円	2.00%	-	7,000円	5,600円
	R1	7.20%	-	20,300円	24,000円	2.40%	-	6,800円	8,100円	2.00%	-	7,000円	5,600円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠岡市	R2	8.80%	-	22,800円	16,700円	2.60%	-	7,700円	5,800円	2.10%	-	8,500円	4,300円
	R1	8.80%	-	22,800円	16,700円	2.60%	-	7,700円	5,800円	2.10%	-	8,500円	4,300円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井原市	R2	7.60%	-	30,300円	21,300円	2.30%	-	9,200円	6,500円	2.00%	-	10,200円	4,800円
	R1	7.60%	-	30,300円	21,300円	2.30%	-	9,200円	6,500円	2.00%	-	10,200円	4,800円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備前市	R2	8.40%	-	28,000円	19,900円	2.50%	-	8,500円	6,100円	1.90%	-	8,400円	4,200円
	R1	8.40%	-	28,000円	19,900円	2.50%	-	8,500円	6,100円	1.90%	-	8,400円	4,200円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

## ＜参考＞ 令和2年度と令和元年度の保険料(税)率の比較(その2)

保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
		保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
総社市	R2	8.30%	-	23,600円	19,100円	2.90%	-	8,300円	6,500円	2.20%	-	13,700円	-
	R1	8.30%	-	23,600円	19,100円	2.90%	-	8,300円	6,500円	2.20%	-	13,700円	-
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高梁市	R2	8.50%	-	25,100円	19,900円	3.10%	-	9,400円	7,500円	2.20%	-	10,500円	5,300円
	R1	9.50%	-	28,400円	22,900円	3.10%	-	9,400円	7,500円	2.20%	-	10,500円	5,300円
	比較	-1.00%	-	-3,300円	-3,000円	-	-	-	-	-	-	-	-
新見市	R2	7.80%	-	27,000円	16,000円	2.60%	-	7,000円	5,000円	2.20%	-	9,100円	4,600円
	R1	7.40%	-	26,000円	16,000円	2.60%	-	7,000円	5,000円	2.20%	-	9,100円	4,600円
	比較	0.40%	-	1,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和気町	R2	8.80%	-	27,200円	20,800円	1.20%	-	3,900円	2,900円	2.00%	-	8,200円	4,600円
	R1	8.80%	-	27,200円	20,800円	1.20%	-	3,900円	2,900円	2.00%	-	8,200円	4,600円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
早島町	R2	9.30%	-	29,000円	29,000円	2.80%	-	9,000円	8,000円	2.40%	-	8,000円	7,000円
	R1	9.30%	-	29,000円	29,000円	2.80%	-	9,000円	8,000円	2.40%	-	8,000円	7,000円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
里庄町	R2	7.40%	-	23,000円	19,000円	2.20%	-	9,500円	6,500円	2.10%	-	9,500円	6,000円
	R1	7.40%	-	23,000円	19,000円	2.20%	-	9,500円	6,500円	2.10%	-	9,500円	6,000円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矢掛町	R2	6.60%	-	20,600円	16,000円	2.70%	-	7,500円	6,200円	1.90%	-	7,500円	4,500円
	R1	6.60%	-	20,600円	16,000円	2.70%	-	7,500円	6,200円	1.90%	-	7,500円	4,500円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。



## ＜参考＞ 令和2年度と令和元年度の保険料(税)率の比較(その3)

保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
		保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
新庄村	R2	7.50%	36.00%	20,000円	18,000円	2.00%	10.00%	6,000円	4,000円	0.80%	5.00%	6,000円	3,500円
	R1	7.50%	36.00%	20,000円	18,000円	2.00%	10.00%	6,000円	4,000円	0.80%	5.00%	6,000円	3,500円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
勝央町	R2	8.02%	-	21,800円	17,800円	2.91%	-	6,800円	5,600円	2.45%	-	6,700円	3,500円
	R1	8.02%	-	21,800円	17,800円	2.91%	-	6,800円	5,600円	2.45%	-	6,700円	3,500円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈義町	R2	8.00%	-	28,000円	21,000円	2.40%	-	7,000円	5,500円	1.60%	-	6,500円	4,000円
	R1	8.00%	-	28,000円	21,000円	2.40%	-	7,000円	5,500円	1.60%	-	6,500円	4,000円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美作市	R2	7.40%	21.70%	20,400円	17,000円	2.90%	8.60%	7,800円	6,000円	2.10%	7.70%	7,600円	4,000円
	R1	7.40%	21.70%	20,400円	17,000円	2.90%	8.60%	7,800円	6,000円	2.10%	7.70%	7,600円	4,000円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西粟倉村	R2	6.20%	-	18,000円	15,000円	3.10%	-	9,000円	7,000円	2.00%	-	9,000円	5,000円
	R1	6.20%	-	18,000円	15,000円	3.10%	-	9,000円	7,000円	1.80%	-	9,000円	3,000円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	0.20%	-	-	2,000円
久米南町	R2	5.80%	-	19,000円	13,000円	2.50%	-	9,000円	6,000円	1.90%	-	7,700円	3,800円
	R1	7.30%	-	23,000円	16,000円	2.60%	-	9,000円	6,000円	1.90%	-	7,700円	3,800円
	比較	-1.50%	-	-4,000円	-3,000円	-0.10%	-	-	-	-	-	-	-
吉備中央町	R2	5.50%	29.60%	19,600円	13,300円	2.30%	12.30%	8,200円	5,600円	1.70%	13.20%	8,300円	4,200円
	R1	5.50%	29.60%	19,600円	13,300円	2.30%	12.30%	8,200円	5,600円	1.70%	13.20%	8,300円	4,200円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

## ＜参考＞ 令和2年度と令和元年度の保険料(税)率の比較(その4)

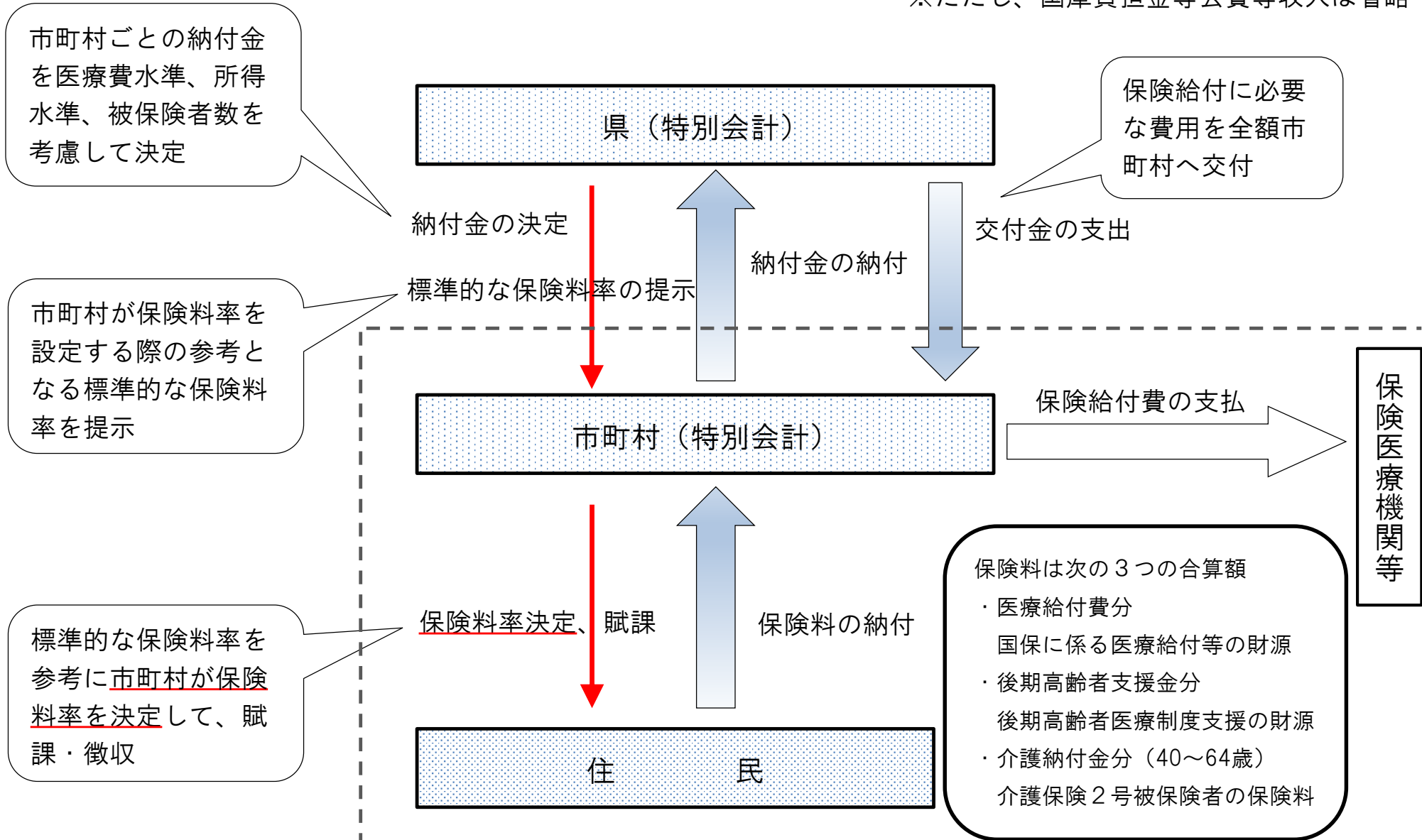
保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
		保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率				保 険 料 ( 税 ) 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
瀬戸内市	R2	7.60%	-	23,500円	20,500円	2.50%	-	8,400円	6,600円	2.00%	-	9,000円	6,000円
	R1	7.60%	-	23,500円	20,500円	2.50%	-	8,400円	6,600円	2.00%	-	9,000円	6,000円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤磐市	R2	8.10%	-	23,000円	21,000円	2.60%	-	7,900円	6,000円	1.70%	-	7,800円	5,500円
	R1	8.10%	-	23,000円	21,000円	2.60%	-	7,900円	6,000円	1.70%	-	7,800円	5,500円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
真庭市	R2	7.10%	16.60%	27,000円	20,400円	2.00%	4.30%	7,800円	6,000円	1.80%	4.50%	9,400円	5,200円
	R1	7.10%	16.60%	27,000円	20,400円	2.00%	4.30%	7,800円	6,000円	1.80%	4.50%	9,400円	5,200円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鏡野町	R2	7.70%	-	20,400円	15,500円	2.90%	-	7,700円	5,500円	1.90%	-	7,400円	3,800円
	R1	7.70%	-	20,400円	15,500円	2.90%	-	7,700円	5,500円	1.90%	-	7,400円	3,800円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美咲町	R2	8.60%	-	28,000円	21,000円	2.60%	-	7,900円	5,500円	2.40%	-	8,000円	3,900円
	R1	8.60%	-	28,000円	21,000円	2.60%	-	7,900円	5,500円	2.40%	-	8,000円	3,900円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浅口市	R2	7.10%	-	25,600円	19,800円	2.60%	-	9,000円	6,800円	2.20%	-	8,400円	5,200円
	R1	7.10%	-	25,600円	19,800円	2.60%	-	9,000円	6,800円	2.20%	-	8,400円	5,200円
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

## 4 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法

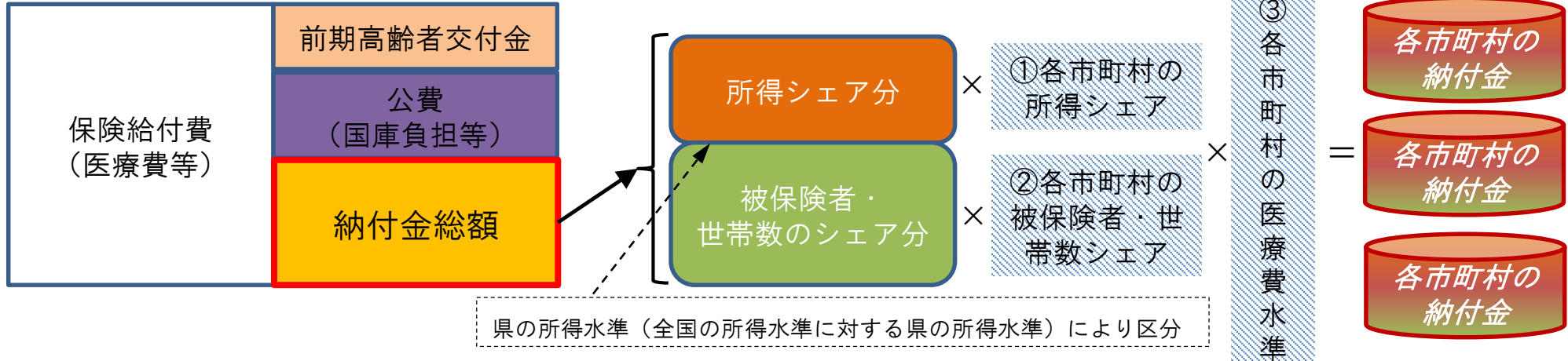
# 国保財政の仕組み(イメージ)

※ただし、国庫負担金等公費等収入は省略



# 納付金の算定方法(イメージ)

県全体で必要な納付金総額を、県の所得水準により県全体の「所得シェア分」と「被保険者・世帯数のシェア分」とに区分した上で、  
 県全体に占める各市町村の①所得のシェア、②の被保険者数・世帯数のシェアで按分した結果に、  
 各市町村の③医療費水準を反映させることで、各市町村の納付金を算定する。



# 納付金と標準保険料率の算定基礎となる額のイメージ(医療分)

各市町村の  
納付金基礎額

所得水準、医療費水準等を反映し、  
市町村ごとに配分する額

各市町村の納付金 ①

市町村の  
個別事情  
による減  
算額  
・高額医  
療費負担  
金等

市町村の個別事情による  
加算額  
・地方単独事業の減額調整分  
等

保険料として集める必要  
のある額 ③+④

標準保険料率の算定基礎となる額

各市町村で収入する公費、  
その他収入  
・保険者努力支援制度  
・特定健診等負担金 等  
②

$$\text{③} = \text{①} - \text{②}$$

各市町村の判断で保険料  
で集める額  
・保健事業  
・特定健診等費用 等  
④

保険料収納率で割り戻して算定

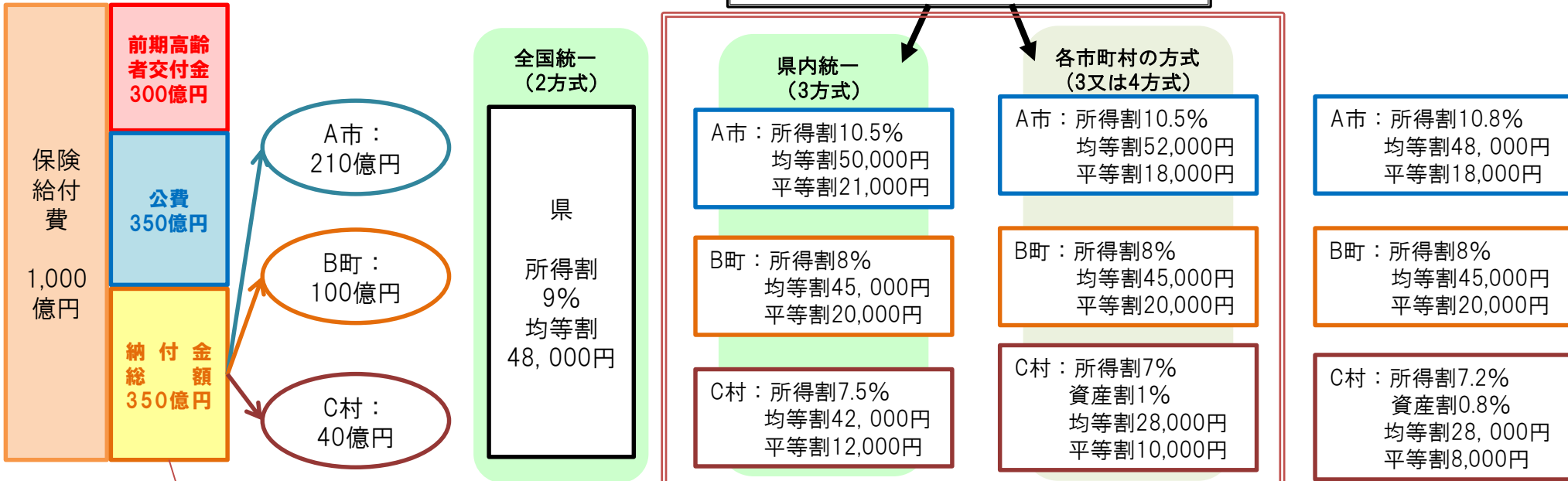
標準保険料率  
(保険料率を設定する際の参考)

# 標準保険料率のイメージ

## 都道府県

## 市町村

所得割、資産割、均等割、平等割の配分割合の違いにより料率が異なる。



**納付金**

県全体の保険料収納必要額を、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて按分し、県で決定したもので、各市町村はこの納付金を県に支払う

**①都道府県標準保険料率**

国から指定された算定方式や配分割合により算定した参考料率 【P.32】

**②市町村標準保険料率**

県内全市町村同一の算定方式や配分割合により算定した参考料率 【P.33・P.34】

**③市町村算定基準による標準的な保険料率**

各市町村が任意に選択した算定方式や配分割合により算定した参考料率（市町村が現行の保険料率と比較することが可能） 【P.35・P.36】

**当該市町村の実際の保険料率**

標準保険料率を参考に、各市町村が決定。独自財源の活用や収納率などによって、②・③の市町村標準保険料率とは異なる

# 納付金と標準的な保険料率算定のおおまかな流れ(医療分)

※ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に算定する。

## 医療分

【 $\alpha = 1$ 、 $\beta =$ 対全国平均(0.8528)、  
納付金配分方式 = 3方式、特別高額レセプトを  
共同負担する】

### 1 納付金基礎額の算出

○ 県全体の保険給付費から、前期高齢者交付金や普通調整交付金(国費)等の公費を差し引いて納付金算定基礎額を算出する。

※ 納付金の対象は、保険給付費のみ。(出産育児一時金、葬祭費、保健事業等は含めない。)

### 2 各市町村の納付金の算出

#### ① 所得水準の反映

ア 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額(応益分)と所得シェアに応じて配分する額(応能分)の2つに分ける。

※ 応益分と応能分の比率は、県の所得水準に応じて決まる。

※ 岡山県における応益分と応能分の比率は、54 : 46

イ 応益分を当該市町村の人数シェアと世帯数シェア(応益シェア)に応じて、応能分を当該市町村の所得シェア(応能シェア)に応じて、各市町村に配分する。

※ 応益分の按分割合は、人数シェア : 世帯数シェア = 70 : 30

#### 【13ページ図中の①】

医療費水準をどの程度反映させるかについては、原則どおり、年齢調整後の医療費水準の差を全て反映する。(  $\alpha = 1$  )

#### ② 医療費水準の反映

年齢調整後の医療費指数により、各市町村の配分額を増減させる。

※  $\alpha$  (年齢調整後の医療費指数を納付金に反映させる係数)

#### ③ 調整係数( $\gamma$ )による調整

「①所得水準」及び「②医療費水準」反映後の各市町村の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせる。

### 3 各市町村の標準保険料率の算定基礎となる額

○ 市町村ごとの納付金を算出後、市町村ごとの事情を反映した加減算を行い、保険料として集める必要のある額を算出する。

【13ページ図中の③+④】

※ 出産育児一時金、葬祭費、保健事業等の市町村ごとに異なる費用を加算。

※ 保険者支援制度、財政安定化支援事業等の市町村に個別に交付される公費を減算。

### 4 市町村標準保険料率の算定

○ 市町村ごとに収納率(直近3年の平均)で割り戻し、市町村ごとの標準保険料率を算定する。

各市町村は「標準保険料率」を参考に、保険料率を設定する。



## 令和2年度 都道府県標準保険料率について

都道府県名	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
北海道	7.89	49,503円	2.47	15,944円	1.76	13,884円
青森県	8.04	46,947円	2.71	15,549円	2.47	18,149円
岩手県	6.48	37,817円	2.45	14,060円	2.07	15,214円
宮城県	6.89	39,974円	2.61	14,869円	2.06	15,017円
秋田県	7.12	41,531円	2.74	15,697円	2.49	18,306円
山形県	6.38	37,388円	2.47	14,230円	2.31	16,959円
福島県	6.41	37,265円	2.42	13,835円	2.14	15,534円
茨城県	5.40	31,525円	2.69	15,410円	2.53	18,600円
栃木県	7.05	41,332円	2.54	14,592円	2.34	17,231円
群馬県	7.25	42,225円	2.69	15,397円	2.49	18,324円
埼玉県	6.14	35,816円	2.42	13,870円	2.00	14,664円
千葉県	6.43	37,577円	2.40	13,777円	2.07	15,214円
東京都	7.43	43,336円	2.50	14,309円	2.26	16,636円
神奈川県	6.34	36,818円	2.48	14,120円	2.26	16,579円
新潟県	6.79	39,646円	2.63	15,087円	2.45	18,039円
富山県	6.33	37,173円	2.56	14,763円	2.53	18,374円
石川県	7.53	43,960円	2.52	14,443円	2.36	17,329円
福井県	7.26	42,355円	2.53	14,525円	2.12	15,584円
山梨県	7.80	27,200円	2.40	8,500円	2.20	7,800円
長野県	6.38	37,388円	2.47	14,230円	2.31	16,959円
岐阜県	6.61	38,613円	2.57	14,740円	2.38	17,459円
静岡県	6.88	40,160円	2.47	14,157円	2.26	16,604円
愛知県	6.34	36,986円	2.35	13,477円	2.08	15,232円
三重県	7.14	41,644円	2.60	14,903円	2.36	17,270円

都道府県名	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
滋賀県	6.83	39,855円	2.52	14,430円	2.38	17,468円
京都府	6.83	40,121円	2.58	14,862円	2.49	18,290円
大阪府	8.62	50,385円	2.71	15,574円	2.65	19,508円
兵庫県	7.75	45,229円	2.78	15,915円	2.48	18,202円
奈良県	6.98	41,227円	2.50	14,572円	2.50	18,333円
和歌山県	7.64	44,214円	2.47	14,031円	2.37	17,327円
鳥取県	7.49	43,705円	2.62	15,016円	2.49	18,273円
島根県	7.15	42,143円	2.57	14,860円	2.44	17,661円
岡山県	6.87	40,122円	2.55	14,625円	2.18	15,996円
広島県	7.21	42,067円	2.45	14,033円	2.05	15,088円
山口県	7.52	44,212円	2.67	15,436円	2.63	19,198円
徳島県	8.11	47,700円	2.65	15,337円	2.55	18,577円
香川県	8.27	48,285円	2.57	14,719円	2.18	15,994円
愛媛県	7.37	43,011円	2.64	15,125円	2.49	18,278円
高知県	8.27	48,274円	2.71	15,529円	2.22	16,310円
福岡県	7.90	46,124円	2.63	15,088円	2.44	17,931円
佐賀県	9.07	52,003円	2.52	14,287円	2.20	15,932円
長崎県	8.18	47,664円	2.72	15,542円	2.52	18,249円
熊本県	7.71	45,129円	2.60	14,925円	2.22	15,794円
大分県	7.56	44,141円	2.63	15,075円	2.53	18,604円
宮崎県	8.10	47,280円	2.58	14,812円	2.04	15,005円
鹿児島県	9.29	54,214円	2.56	14,660円	2.39	17,587円
沖縄県	7.07	41,276円	2.54	14,594円	2.41	17,687円

※保険料軽減相当額の反映の有無等、都道府県ごとに算出の前提が異なるため、都道府県間の単純な比較は困難である。

## ②令和2年度の市町村標準保険料(税)率(その1)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	7.30	-	29,741	20,539	2.61	-	10,453	7,219	2.24	-	11,468	5,642
倉敷市	6.95	-	28,310	19,551	2.56	-	10,263	7,087	2.21	-	11,307	5,563
津山市	6.75	-	27,505	18,995	2.53	-	10,145	7,006	2.15	-	11,019	5,421
玉野市	5.90	-	24,036	16,599	2.54	-	10,191	7,038	2.06	-	10,566	5,198
笠岡市	6.52	-	26,548	18,334	2.53	-	10,120	6,989	2.18	-	11,162	5,492
井原市	6.80	-	27,716	19,140	2.50	-	10,005	6,910	2.20	-	11,265	5,542
備前市	6.54	-	26,621	18,384	2.45	-	9,804	6,771	2.13	-	10,924	5,375
総社市	6.41	-	26,098	18,023	2.51	-	10,049	6,940	2.10	-	10,744	5,286
高梁市	6.25	-	25,472	17,591	2.43	-	9,738	6,725	2.03	-	10,375	5,104
新見市	7.16	-	29,147	20,129	2.39	-	9,577	6,614	1.98	-	10,121	4,979
和気町	6.98	-	28,433	19,636	2.41	-	9,639	6,657	2.12	-	10,861	5,344
早島町	8.05	-	32,774	22,634	2.54	-	10,167	7,021	2.19	-	11,201	5,511
里庄町	5.19	-	21,148	14,605	2.39	-	9,566	6,606	2.08	-	10,631	5,230

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

## ②令和2年度の市町村標準保険料(税)率(その2)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	5.42	-	22,072	15,242	2.45	-	9,831	6,790	2.17	-	11,114	5,468
新庄村	2.25	-	9,184	6,343	2.54	-	10,158	7,015	2.27	-	11,616	5,715
勝央町	6.33	-	25,801	17,818	2.55	-	10,202	7,045	2.16	-	11,041	5,432
奈義町	6.89	-	28,077	19,390	2.55	-	10,201	7,045	2.12	-	10,852	5,339
美作市	5.88	-	23,929	16,525	2.53	-	10,143	7,005	2.13	-	10,886	5,356
西粟倉村	3.00	-	12,213	8,434	2.46	-	9,835	6,792	2.14	-	10,926	5,375
久米南町	5.55	-	22,615	15,618	2.51	-	10,034	6,930	2.15	-	11,026	5,424
吉備中央町	6.41	-	26,103	18,026	2.51	-	10,034	6,929	2.05	-	10,512	5,172
瀬戸内市	7.14	-	29,063	20,071	2.49	-	9,978	6,891	2.21	-	11,293	5,556
赤磐市	6.27	-	25,519	17,623	2.55	-	10,225	7,061	2.08	-	10,667	5,248
真庭市	6.90	-	28,104	19,409	2.54	-	10,162	7,018	2.15	-	11,010	5,416
鏡野町	6.10	-	24,860	17,168	2.33	-	9,318	6,435	1.91	-	9,766	4,805
美咲町	6.32	-	25,723	17,764	2.48	-	9,941	6,865	1.92	-	9,842	4,842
浅口市	5.97	-	24,329	16,801	2.48	-	9,948	6,870	2.13	-	10,906	5,365

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

### ③令和2年度の市町村算定基準による標準的な保険料(税)率(その1)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	8.20	0	25,578	19,652	2.97	0	8,792	6,739	2.51	0	9,540	5,295
倉敷市	7.60	0	24,888	19,709	2.89	0	9,109	6,431	2.53	0	9,571	5,397
津山市	7.61	0	23,954	18,194	2.95	0	8,643	6,224	2.56	0	8,836	4,640
玉野市	6.77	0	17,412	20,394	2.89	0	7,415	8,750	2.49	0	7,403	5,472
笠岡市	8.40	0	20,543	14,722	3.00	0	8,433	6,213	2.59	0	9,582	4,460
井原市	6.72	0	27,098	18,615	2.42	0	9,812	6,777	2.07	0	11,344	5,257
備前市	7.19	0	24,038	16,706	2.61	0	8,952	6,281	2.28	0	9,901	4,886
総社市	7.74	0	20,538	16,167	3.04	0	7,989	6,087	2.39	0	13,496	0
高梁市	7.26	0	21,328	16,431	2.79	0	8,255	6,292	1.93	0	10,061	4,962
新見市	7.96	0	27,552	15,110	2.94	0	7,728	4,923	2.09	0	8,866	4,160
和気町	8.18	0	23,723	18,403	2.60	0	8,307	6,265	2.48	0	9,210	5,169
早島町	9.52	0	24,442	24,532	2.95	0	7,853	7,001	2.76	0	6,834	5,787
里庄町	5.86	0	17,579	14,032	2.32	0	9,674	6,391	2.06	0	9,582	5,935

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

### ③令和2年度の市町村算定基準による標準的な保険料(税)率(その2)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	6.21	0	18,646	14,385	2.96	0	7,768	6,382	2.34	0	9,387	5,701
新庄村	3.11	12.78	4,904	3,967	3.39	15.77	5,943	3,606	2.15	13.56	10,155	5,908
勝央町	7.29	0	20,871	16,649	3.14	0	7,638	6,146	2.69	0	7,899	4,143
奈義町	7.76	0	26,265	19,242	3.07	0	8,705	6,680	2.10	0	9,748	5,823
美作市	6.09	18.78	18,142	15,007	2.70	8.36	7,711	5,892	2.00	8.02	8,895	4,576
西粟倉村	3.62	0	9,887	7,875	2.97	0	8,320	6,062	2.44	0	10,619	4,205
久米南町	5.89	0	19,493	13,064	2.56	0	9,008	6,147	2.06	0	9,600	4,814
吉備中央町	6.43	30.24	21,305	14,293	2.55	11.6	8,212	5,541	1.95	12.39	8,649	4,362
瀬戸内市	8.32	0	23,443	20,163	2.83	0	8,554	6,629	2.22	0	9,753	6,497
赤磐市	7.56	0	19,290	17,543	3.04	0	8,277	6,261	1.99	0	8,996	6,357
真庭市	6.87	15.03	25,097	18,825	2.44	4.94	9,231	7,051	1.89	4.7	10,479	5,675
鏡野町	7.74	0	18,970	14,397	2.98	0	7,203	5,140	2.17	0	8,153	4,190
美咲町	7.28	0	22,606	16,928	3.01	0	8,424	5,908	2.22	0	8,212	4,529
浅口市	5.81	0	22,262	18,780	2.48	0	9,002	7,419	2.26	0	8,936	5,529

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

## 5 岡山県国保ヘルスアップ支援事業

# 国民健康保険法における保健事業の位置づけ

## 保健事業（国保法第82条） 一部抜粋

市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。市町村及び組合は、保険給付のために必要な事業を行うことができる。

### 《期待される効果》

- 医療給付の対象となる保険事故を未然に防止
- 疾病を早期に発見することによる重症化防止
- 病院・診療所を設置することで、国保被保険者の疾病、負傷等の保険事故に対する医療の確保

### 《実施にあたって》

市町村国保独自の特性や、各市町村における健康課題等を踏まえ、効果的・効率的な事業のあり方を検討する必要がある。

# 都道府県国保ヘルスアップ支援事業

## 【経緯】

- 国保制度改革により、平成30年度以降都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなった。
- 「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（平成28年4月28日付け保発0428第16号厚生労働省保険局長通知別添）においても、都道府県は、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組（現状の把握、市町村の好事例の横展開、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等）を推進することが期待されている。

## 都道府県国民健康保険運営方針策定要領（抜粋）

※都道府県が策定する国保運営方針に定める事項

### 3. 主な記載事項※

#### (5) 医療費の適正化に関する事項

(現状の把握)

- 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、データヘルス計画に基づくPDC Aサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

(医療費適正化に向けた取組)

- 都道府県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDC Aサイクルによる事業実施を行い、効果的・効率的な実施を行うこと。

- 更に、平成30年度からは、都道府県は保険者努力支援制度において評価されることとなり、都道府県の役割を踏まえた医療費適正化に向けた取組（特定健診受診率、重症化予防の取組割合、医療費分析の実施、市町村への指導・助言等）が評価指標となっている。

以上を踏まえ、平成30年度より、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「**都道府県国保ヘルスアップ支援事業**」を創設する。

※ 今後、平成30年度以降の都道府県が担う役割を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）における都道府県の役割に係る記載についても一部改正。

出典：平成30年度都道府県及び市町村国保主管課職員研修



# 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

## 【交付対象】

- 都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業
  - ⇒ 都道府県が実施する市町村への支援の充実・促進を図るため、都道府県国保ヘルスアップ支援事業の交付上限額を拡充する。中小規模の市町村を中心に、人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題があることから、人材の確保・育成事業、データ活用を目的として実施する事業、市町村と協働で実施するモデル事業を【重点事業】と位置づける。

## 【交付要件】

- 事業ごとの実施計画（単年又は複数年）の策定
- 事業ごとの評価指標（ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標）・評価方法の設定

### （事業分類及び事業例）

#### A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業の対象者抽出ツールの開発
- ・ 市町村保健事業の効率化に向けたインフラ整備
- ・ 人材育成

#### B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDBと他のDBを合わせた分析

#### C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 保健所を活用した取組
- ・ 予防・健康づくりの周知・啓発

- ※ 1 国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※ 2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※ 3 委託可

#### D. 【重点】人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医師等に対する研修
- ・ 医療機関に勤務する糖尿病療養指導士等の活用
- ・ 重症化予防アドバイザーの派遣
- ・ 在宅保健師等会や栄養士会等との連携
- ・ 保健事業に係るデータ分析に関する専門的研修

#### E. 【重点】データ活用を目的として実施する事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ 一体的実施や地域職域連携に資する現状把握・分析
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 保健事業の対象者抽出及び追跡ツールの開発
- ・ ICTを活用した特定健診・保健指導の基盤整備
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

#### F. 【重点】モデル事業

- ・ モデル市町村を指定し、協働で実施する先進的な保健事業（医療費分析＋研修・先進的保健指導・重症化予防・フレイル対策・重複多剤投与者に対する保健事業・若年者の生活習慣病予防対策・企業と連携した健康教育等）
- ※ 都道府県が市町村分を含めて費用を負担する場合は全額を交付。都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は都道府県の負担部分に対して交付

## 【交付限度額】（補助率10/10）

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	15,000万円	17,500万円	20,000万円	22,500万円	25,000万円

※ 民間事業者への委託やシステム構築等への対応が可能となるよう、交付限度額を大幅に拡充

# 岡山県国保ヘルスアップ支援事業

## 【1】 目的

- 県が共同保険者として、広域的に実施することが望ましい保健事業について、市町村、保健所、関係団体等と連携を推進し、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防を図り、糖尿病性腎症からの人工透析への移行を防止することを目的に実施する。

## 【2】 現状と課題

- 平成30年度国民健康保険特定健診の結果から、内臓脂肪症候群の該当者、予備軍は30.2%であり、全国平均よりも高くなっている。また、特定健診、保健指導実施率は上昇傾向にあるものの、特定健診は29.3%、特定保健指導は16.3%と全国平均を大きく下回っている。
- 県においても「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し市町村の取組を支援しているが、全く取組ができていない市町村もあり、市町村が地域の実情に合わせた取組を進めていけるよう、更に技術的な支援が必要である。
- 各市町村がデータヘルス計画に基づき、PDCAサイクルに沿って質の高い特定保健指導、糖尿病重症化予防等、市町村の健康課題に応じた保健事業が効果的に実施されるよう、関係者の人材育成を行う必要がある。

# 令和2年度 国保ヘルスアップ支援事業計画

- 1 医療費等分析によるCKD重症化予防モデル事業 **一部新**  
(重点 F モデル事業)
- 2 糖尿病性腎症重症化予防 **一部新**  
(重点 D 人材の確保・育成事業)
- 3 糖尿病性腎症重症化予防アウトカム評価事業 **新**  
(重点 E データ活用を目的とする事業)
- 4 保健所国保ミーティング  
(C 都道府県が実施する保健事業)
- 5 特定健診受診勧奨事業**新**  
(A 基盤整備)
- 6 特定健診情報提供事業**新**  
(重点 E データ活用を目的とする事業)

# 1 医療費等分析によるCKD重症化予防モデル事業

- (1) 医療費等の分析・評価
- (2) 透析治療患者の現状分析
- (3) 保健指導用資材の作成
- (4) 医療費分析研修会の開催（全市町村対象）
- (5) CKD重症化予防に係るモデル事業

## ① 重点地区におけるCKDネットワーク構築

糖尿病性腎症等による透析導入が多い重点地域を定め、新規CKDネットワークを構築し、医療連携体制の整備を図る。

また、従来の美作地区、東備地区における支援も強化することで、全県的にネットワークを展開し、全県的なCKD医療連携の構築を目指す。

## ② CKD研修会（医師、コメディカルを対象）

重点地区において、医療連携体制の構築を図るため、多職種で質の高い保健指導を実施できるよう、医師、コメディカルを対象に研修会を開催する。

## ③ モデル市町村への指導・助言

市町村別の医療費分析の結果から、新規透析導入患者数の増加傾向のある市町村を定め、重点的に指導、助言を行う。

モデル市町村の取り組みを全市町村に横展開を図る。

## 2 糖尿病性腎症重症化予防事業 [1/2]

「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を適切に実施できるよう、市町村関係者の人材育成を行い、保健事業の基盤整備を図る。

### ①研修会

・糖尿病性腎症重症化予防の取組は、「岡山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定しているが、実際どのように取り組めば良いか不安を感じる市町村が多い。すでに実行している市町村における糖尿病性腎症重症化予防の横展開を図り、重症化予防における医療機関との連携強化を図るため、市町村職員（保健師、看護師、栄養士等）、保健指導実施者等に対する人材育成のための研修会を実施する。

○対象者：市町村職員等（保健師、看護師、管理栄養士等）

## 2 糖尿病性腎症重症化予防事業 [2/2]

### ② シンポジウム

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業を各市町村で実施するにあたり、各市町村が行う受診勧奨、保健指導等の保健事業が県内全域で地域の医師会等かかりつけ医と連携した取組となる必要がある。
  - ・総合管理医療機関（かかりつけ医）、専門治療医療機関の医師、歯科医師及び管理栄養士、薬剤師等のコメディカルと各市町村が連携のための方策を協議するため、シンポジウムを開催する。
- 対象者：各市町村職員（保健師、看護師、管理栄養士等）、糖尿病総合管理医、専門医療機関の医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師、看護師等

### ③ 糖尿病性腎症重症化予防テキスト・糖尿病かかりつけ医(総合管理医療機関)ハンドブックの発行

- ・各市町村において、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する際に、対象者へ効果的な保健指導、受診勧奨を実施するための資材および、指導を行う保健師への教育資材の1つとして作成を行う。

### 3 糖尿病性腎症重症化予防アウトカム評価事業

- 県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係るアウトカム評価は、短期・中期・長期の評価を行うため、統一の評価指標を定め行う必要がある。
- このため市町村が円滑なアウトカム評価を行えるよう、KDBシステムを活用した、プログラム対象者のデータ解析による評価手法の検討を行い、マニュアル作成などのシステム形成を行う。

## 4 保健所国保ミーティング

保健所・支所が実施主体となり、連携会議等により市町村の現状把握を行い、保険者努力支援制度に挙げられているデータヘルス計画の実施、評価、特定保健指導実施率の向上、糖尿病性腎症重症化予防等を地域で効果的に進めるための助言・支援を行う。

また研修会等を開催し、地域の関係者の人材育成を行う。

○実施主体：各保健所・支所（9カ所）

○実施方法：会議、研修会等地域の実情に応じた方法とする。

○実施内容：

- ・ 効果的な糖尿病性腎症重症化予防
- ・ 特定保健指導実施率向上
- ・ データヘルス計画の実施評価
- ・ データヘルス計画に係る市町村内の関係部局との連携体制について
- ・ KDBを利用した生活習慣病データ分析資料 岡山県の成人保健作成（県にて実施）

○対象者：各保健所・支所管内の市町村職員



## 5 特定健診受診勧奨事業

- 特定健診受診率の低い県内2市町村を対象に、ナッジ理論を活用した未受診者への受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。

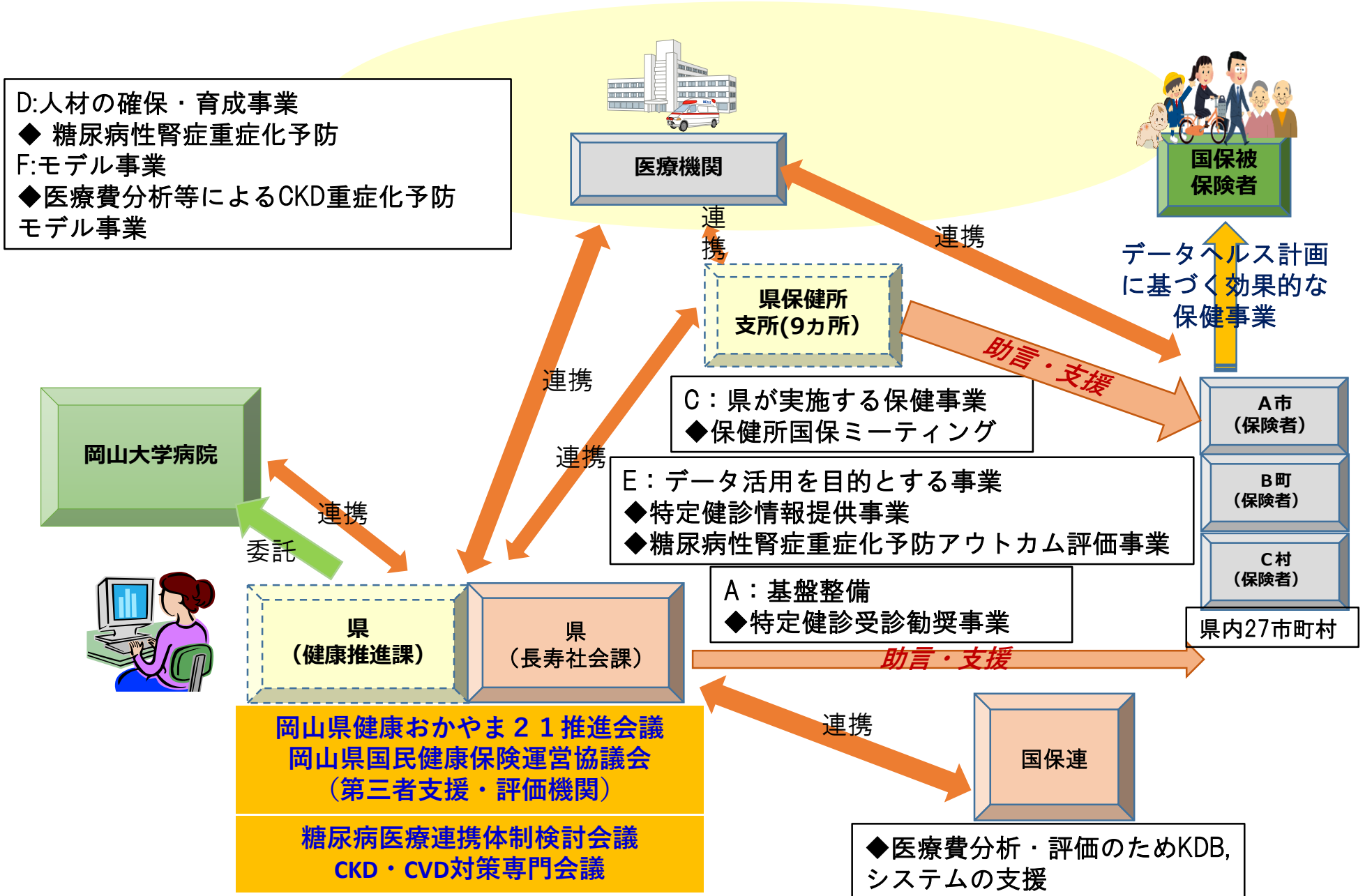
### 実施方法

- 市町村が実施する特定健診の受診勧奨後、一定の時期に未受診者に2回程度受診勧奨はがきを送付する。
- 対象となった市町村及び全市町村に対する受診率向上に対する研修会を開催し、市町村で継続的に未受診者対策が行えるよう、現状分析・助言を行う。
- 市町村事業として事業を実施していない市町村が対象となる。

## 6 特定健診情報提供事業

- 特定健診の受診率の向上を目的とした事業。
- 特定健診未受診者で治療中である被保険者の診療情報を、被保険者同意の上で特定健診データとして医療機関から提供を受ける。
- 平成30年度以降、県内統一の仕組みを作るため検討を行ったが、課題も多く実現には至っていない。
- 今年度は、国保ヘルスアップ支援事業として、再度、仕組みの構築を検討している。

# 岡山県国保ヘルスアップ支援事業 実施体制



## 6 令和2年度国保制度運営スケジュール

# 国保制度運営に係る令和2年度のスケジュール

